

令和５年度法務省委託人権啓発動画「ハンセン病問題を知る ～元患者と家族の思い～」の広告配信に関する入札（仕様書）

1 件名

人権啓発動画「ハンセン病問題を知る ～元患者と家族の思い～」の広告配信

2 目的

令和２年度に法務省の委託によって制作した人権啓発動画「ハンセン病問題を知る ～元患者と家族の思い～」を広く国民に普及することを目的とし、バナー広告や既存の１５秒の広報用動画を活用してウェブ上で広報を実施することで、人権啓発動画の本編への誘引を行う。

3 訴求対象

国民全般

4 発注概要

- (１) 人権啓発動画「ハンセン病問題を知る ～元患者と家族の思い～」のウェブ広告の実施
- (２) 各種広報に係る効果検証の実施
- (３) 実施結果報告書の作成

5 業務内容

- (１) 上記２の目的に沿った人権啓発動画「ハンセン病問題を知る ～元患者と家族の思い～」ウェブ広告の企画、制作、出稿、運用に係る一切の業務

※詳細は別紙１参照

- (２) 各種広報に係る効果検証の実施

上記（１）に係る効果検証をそれぞれ以下のとおり実施すること。

ア 調査対象：国民全般とし、以下を区別した集計を行うこと。

- ・性別
- ・年代「１９歳以下、２０歳代、３０歳代、４０歳代、５０歳代、６０歳以上」とする。
- ・地域（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州・沖縄）

イ 有効回答数：３，０００以上

ウ 調査エリア：全国

エ 調査項目：最終的な設問数や設問の内容、選択肢の内容等は、受注者からの提案を基に、公益財団法人人権教育啓発推進センター（以下「当センター」という。）との協議を経て定め

る。設問数は、性別や年代等基本的な事項以外に、20問程度とする。

オ 調査方法：提案書中に調査手法の案を明記することとし、最終的な方法については、法務省及び当センターと協議の上、決定する。なお、各広報実施後、迅速に効果検証を行い、調査完了後2週間以内に要素ごとに結果を取りまとめ、当センターに提出すること。

カ 効果把握：政府における証拠に基づく政策立案（Evidence-based Policy Making（EBPM））の推進に関する動向等を踏まえ、その趣旨に即した客観的な効果把握に努めること。

キ 取りまとめ：表だけでなく、グラフなども使用し見やすくまとめること。

なお、事前の協議において、取りまとめのサンプルを提出すること（下記8（7）の時期において実施予定）。

ク 動作確認：当センターが提供する様式に基づき、アンケートデモ画面テスト結果報告書を作成し提出すること。

ケ その他：提出する報告書等について、ファイル形式は、当センターと事前に協議の上、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPointのいずれかの形式とすること。

（3）実施結果報告書の作成

上記（1）及び（2）に示す業務について、下記のとおり実施結果報告書を作成し、提出すること。

ア 内容として、以下の要素は必ず含まれる形で構成すること。

（ア）表紙、目次

（イ）広報実施媒体と掲載内容

（ウ）広報実施結果（インプレッション数、クリック数、クリック率等具体的に記載）

（エ）効果検証の集計結果及び分析結果並びにこれらを踏まえた効果的な啓発手法の提案・助言

（オ）集計結果の表やグラフ等

（カ）広告出稿先が分かる画像

（キ）広報実施結果の各指標について、数値の信ぴょう性を担保する書類を添付すること。

イ 報告書の内容に関して、当センターから質問・修正依頼等を行った場合には、迅速に対応すること。

ウ 提出する報告書について、当センターと事前に協議の上、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPointのいずれかの形式とすること。

（4）その他

本事業の実施に伴う連絡・調整等必要な手配等は、全て本事業の受注者が責任をもって行うこと。

また、当センター等と打合せ等を実施した場合には、打合せ等の後速やかに議事録を作成し、当センターの承認を得ること。

6 成果物・納品

(1) 成果物

ア 上記5で制作した全データ（DVD-R等媒体にて納品）5セット

※ 広報誌等で広報を実施した場合は、掲載誌等の現物を5セット提出すること。

イ 実施結果報告書（印刷物）5セット

ウ 実施結果報告書（データ、DVD-R等媒体にて納品）5セット

※ PDFで納品する場合、文字の部分を選択できる（テキストデータとして抽出可能な）形態にすること。

※ 上記ア及びウのデータは、同一のDVD-R等媒体で納品しても差し支えない。

(2) 納品場所

公益財団法人人権教育啓発推進センター

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12

KDX芝大門ビル4F

(3) 納品期限

令和6年3月15日（金）

※ ただし、上記5（2）の効果検証の実施結果報告については、同（2）オの期限までに提出すること。

7 応募概要

(1) 提出書類

下記ア～ウの書類については6セットを作成し、うち3セットは社名を記載しないこと。また、同書類のPDFデータを、下記11の提出先宛てにEメールで送付すること。

ア 提案書（次の要素を盛り込むこと）

（ア）企画意図、趣旨、体制図等

（イ）企画概要

（ウ）実施スケジュール

イ 補足資料等 ※ 任意

ウ 応募者の実績（今回の企画に類するもの）等を示す資料 ※ 任意

エ 入札書（別紙の様式を使用し、提出の際は封かんすること）

オ 委任状（書式自由、代表者が入札する場合は不要）

カ 各府省一般競争（指名競争）参加資格審査結果通知書の写し

キ 適格請求書発行事業者の登録通知書の写し又は適格請求書発行事業者登録番号届出書（別紙2）

(2) 落札方式

総合評価落札方式

※ 別添の総合評価基準書に基づき技術点及び価格点から算出した総合評価得点が最も高いものを落札者とする。

(3) 書類提出期限（厳守）

ア (1) のア～ウ 令和5年5月19日（金）午後3時

イ (1) のエ～キ 令和5年5月29日（月）午前10時55分

(4) 開札

令和5年5月29日（月）午前11時から

※ 当センター応接室にて実施予定

(5) その他

本入札への参加を希望する場合は、5月17日（水）までに、下記1の提出先宛てに電話又はEメールにて連絡すること。

8 スケジュール（予定）

(1) 令和5年5月10日（水） 入札情報開示

(2) 令和5年5月17日（水） 入札参加希望連絡期限

(3) 令和5年5月19日（金） 提案書等（入札書を除く）提出締切

(4) 令和5年5月29日（月） 入札書提出締切、開札、受注者決定

(5) 令和5年5月29日（月）～6月上旬 効果検証調査項目案、取りまとめのサンプル案の作成・検討

(6) 令和5年6月20日（火）～令和6年1月31日（水） 広報展開

(7) 令和6年2月中旬 効果検証調査実施

(8) 令和6年3月15日（金） 成果物納品期限

9 その他

(1) 応札者から提出された提案書等の提出書類は、返却しない。

(2) 本入札の参加に要する経費は、応札者の負担とする。

(3) 本件業務の企画、実施、各種調整等に要する経費は、全て受注者の負担とする。

(4) 本件業務の実施に当たっては、当センターの確認作業を経て、承諾を得た上で作業を進めること。なお、必要に応じて、法務省、当センター及び受注者の三者で協議を行う場合がある。

(5) 本件業務を実施するに当たって、知り得た情報については、本件企画以外の業務に使用しないこと。また、第三者に対して一切漏えいしないこと。

(6) 本件企画の完遂のために十分な実施体制を整えること。また、法務省及び当センターと受注者間での連絡調整に際しては、窓口（担当者）を明確にし、一本化すること。

- (7) 本仕様書に基づき制作した全ての著作権は、特定の期間を定めることなく、法務省に帰属するものとする。なお、受注者は法務省及び当センターに対し、一切の著作権人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。また、受注者はそのことについて提案書中に明記すること。
- (8) 契約締結後に、各広報媒体の運営管理者が広報掲載メニュー等を変更したことにより、仕様書に定める条件を満たすことができなくなった場合は、当センターと協議の上、仕様書に定めるものと同等の条件を満たすものを用意すること。
- (9) 入札書への必要事項の記載漏れや押印漏れ、入札金額を訂正した入札書、提出書類の不備等は失格となるため、提出前に十分確認すること。
- (10) 本仕様書に定めのない事項については、当センターと協議すること。
- (11) 開札は当センター内において応札者の面前で行う。
- (12) 契約後、本仕様に従わないと認められる場合には、契約を解除する。その場合、解除までに要した経費その他の費用は、受注者の負担とする。
- (13) 本件に関して、関連する機関に確認・連絡する必要がある場合は、事前に当センターと調整すること。
- (14) 本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。本業務の一部を第三者に委託する場合は、当センターの承諾を得るものとする。
- (15) 受注者は、法務省及び他の府省庁等から指名停止を受けている期間中でないこと。

10 監督及び検査

本件業務の適正な履行を確保するため、受注者への必要な監督及び作業完了の監督・検査は、以下の当センター職員が行う。なお、異動等により職員が交代した場合は、後任の職員がこれを行う。

- (1) 検査職員： 総務部長 小笠原崇嗣
- (2) 監督職員： 事務局長 上杉憲章

11 問合せ・提出先

公益財団法人人権教育啓発推進センター事業部第1課 菊池、松本、正岡

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12
KDX芝大門ビル4F

TEL 03-5777-1802 / FAX 03-5777-1803

Eメール jigyoo01@jinken.or.jp

ウェブサイト <http://www.jinken.or.jp/>